

これだけは知っておきたい！

公益法人制度改革と法人会

シリーズ
第5回

今、川崎北法人会は公益社団法人移行に向けた準備を進めています。5回にわたり公益法人制度改革についてシリーズでお伝えします。

～ 公益認定法人となるためには

どのような注意が必要か ～

これまでのシリーズで法人会が公益認定法人となるための要件等について触れてきましたが、それ以外に下記のような注意が必要です。

1. 公益法人であるためには公益性(社会への貢献)を指向しなければなりません。一方、会員の減少という現状を踏まえれば、一層会員が魅力を感じる法人会・会活動でなければなりません。会員にとって、また、地域社会にとって、望ましい法人会を如何に作り上げていくかが課題です。
2. 公益的な活動については先に述べました。公益的な活動以外の、会員への各種サービス(異業種交流、会社社員も利用出来る厚生事業等)も、更に内容を充実させるよう、検討していくこととしています。
3. 新しい法人会への組織・機関は、現在と殆ど同じような形とすることが可能です。但し、新しい制度では、ガバナンス(組織規律)の確保が求められます。不届きな公益法人の存在を許さないようにしようとするのが今回の制度改革の主目的だからです。また、相当思い切った税の優遇がされることになっていますが、税の優遇を受けるにふさわしい団体でなければ、社会的にも非難を受けることになるからです。
4. だから、法人会としては、責任と権限を明らかにし、透明性の高い運営を行うとの観点から組織・機関を設計し、運営の諸規定を定めることとしています。
(参考)・理事会は、理事の役割等が法律に明記。代表権を持つ代表理事を置くことが必要
・理事は代理出席や委任状による参加は認められない
・監事の役割が強化されている
5. 当然のことながら、組織運営は適正かつ効果的・効率的に行えるようにしなければなりません。特に、法人会のように多数の会員を擁する団体にとっては重要なポイントです。

～ 新しい法人会に移るのはいつか

それまでに何をするのか ～

1. 平成25年11月30日までに新しい法人会に移行しなければなりません。
2. 準備としては、まず、新しい公益法人制度について学習し、新しい法人会のイメージを持つことが必要です。そして、新しい法人会の具体的な姿を設計します。
3. 移行申請を行うに当たっては、定款や事業計画、予算案、その他諸書類が必要になります。
4. 移行申請時期については、平成24年春の総会での移行申請決議採決を想定しています。